



本年度から、広瀬小学校が安曇小学校と統合し、子どもたちは新しい学校生活に踏み出し、新たな安曇小学校の歴史を刻みます。両校では、以前から合同学習を行ったり、保護者と学校、教育委員会が子どもたちの学校生活にかかわる全てのことを慎重に協議し、子どもたちが4月から安曇小学校で安心して学習や生活ができるよう準備を進めてきました。広瀬小学校では特色ある取り組みの一つとして、マリスト国際学校と



交流を行い、さまざまな国の友だちとの友好関係を深めてきました。その体験を生かして、安曇小学校の新しい友だちと素敵な仲間となり、共に学んでくれることを願っています。

また、安曇小学校では、地域学習として「リバーウォッチングin安曇川」を実施し、全校児童が安曇川の上流から下流を実際に調査しています。今年度は広瀬小学校からの友だちも加わり、一緒に新しい発見をし、安曇川についての理解をさらに深めてくれることを期待しています。

新しい出会いを大切に、安曇小学校の児童として、大きな志を持って、元氣いっぱい成長してほしいと思います。子どもたちがさらに豊かに、のびやかに育つ学校となるように、保護者や地域の皆さんのあたたかいご支援をよろこび願っています。

平成28年度 安曇小学校が新しくスタートします

高島市教育委員会 第2回定例会報告 2月18日開催

- 議案
- ・平成28年度一般会計当初予算事業概要について
 - ・今津西小学校跡地利用提言書について
 - ・第3回総合教育会議について
 - ・滋賀県都市教育委員会連絡協議会開催「教育委員意見交換会」について
 - ・平成28年度 マキノ・朽木資料館の運営変更計画について
 - ・平成28年立志祭について
 - ・平成28年3月中学校等卒業予定者の第2次進路志望調査について
 - ・平成27年度卒業証書授与式（臨席者一覧）について

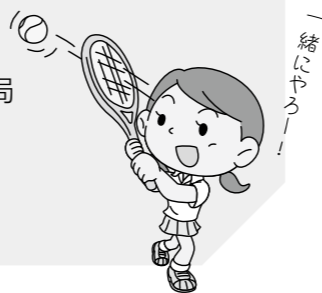
高島市スポーツ少年団 団員募集

現在、高島市スポーツ少年団では、団員を募集しています。

サッカー、野球、バレー、テニスなどさまざまな競技のスポーツ少年団があり、日々活動しています。みんなで一緒にスポーツをしませんか。

詳しくは各地域の公民館までお問い合わせください。

☎ 高島市スポーツ少年団事務局
(市民スポーツ課内)
☎ (32) 4459



あなたの子育て、 みんなで応援します！



市では、安心して楽しく子育てをしていただけるようにさまざまな子育て支援サービスを実施しています。ここでは、その一部をご紹介します。詳しくは、子育て支援課までお問い合わせください。

☎ 子育て支援課 ☎ (25) 8136

リアルタイム高島 「子育て支援情報メール」 配信開始！

▼送信内容
「子育て支援に関する情報」
・子育て支援サービスの情報
・妊娠、出産、育児に関する講座の開催案内 など

登録方法は、10ページをご覧ください。

●地域子育て支援センター

・子育て親子つどいの広場

未就園児の親子のふれあいや子育ての情報交換、交流の場です。高島市内の未就園児と保護者の方はどうなでも利用できます。

●病児保育室

お子さんが病気の時、保護者が仕事の都合で家庭での保育が困難な場合に、高島市民病院内の病児保育室でお子さんを一時的に預かります。

●放課後児童クラブ（学童保育所）

放課後や学校長期休業中の留守家庭児童に対し、生活の場を提供します。ご利用は、各学童保育所まで。

●高島市ファミリー・サポート・センター

地域の中で、「子育てを手伝ってほしい人」と「お手伝いできる人」が会員となり、助けあう仕組みです。



●保育園・幼稚園・認定こども園

保育の必要性等の認定状況により、教育・保育の提供をしています。

●休日保育（私立2園のみで実施）

保育園・認定こども園（保育園部）を利用する児童の保護者が休日にお子さんを保育できないときに保護者に代わって保育を行います。

●延長保育（保育園・認定こども園（保育園部））

●一時預かり（幼稚園・認定こども園（幼稚園部））

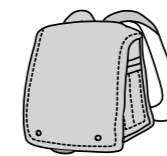
認定の状況により各施設が定めた教育時間や保育時間内にお迎えが間に合わない時や、登園時間が合わない方を対象に実施しています。ご利用の場合、毎月の利用者負担額（保育料）とは別に料金がかかります。

●一時預かり（未就園児対象）

保護者が一時的にお子さんを保育できないとき、保護者の病気などの緊急時や保護者の心身の負担を軽減するために一時的に保育を行います。

●児童手当・特例給付

家庭における生活の安定と児童の健全な成長に役立てることを目的に、中学校修了前の児童を養育している方に支給される手当です。



●児童扶養手当

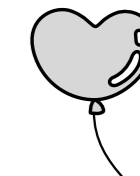
離婚などによりひとり親となった家庭の親、または親にかわってその児童を養育している方、あるいは父または母が身体などに重度の障がいがある家庭の親に、支給される手当です。（所得制限あり）

●特別児童扶養手当

心身に障がいのある20歳未満の児童を監護する父または母もしくはその養育者に支給されます。ただし、対象児童が施設等に入所している場合は支給されません。（所得制限あり）

●ひとり親家庭相談窓口

母子・父子自立支援員が、生活全般・就業などの相談に応じ自立に必要な情報提供や指導を行います。



このコーナーに対するご意見等は、高島市教育委員会事務局教育総務課 ☎ (32) 1132 までお気軽にお問い合わせください